

# 国立大学法人東京工業大学 ネーミングライツ事業募集要項

2021年6月8日

国立大学法人東京工業大学（以下「本学」という。）では、本学の教育研究環境の向上を図ることを目的として、本学が所有する施設等において、ネーミングライツ事業を実施する法人等を以下のとおり募集します。

## 1. 対象施設等

大岡山北実験棟 1 1階 コバルト照射施設

## 2. 募集の概要

### (1) 愛称等の設定期間

契約締結日～2024年3月31日

### (2) 応募資格

ネーミングライツ事業の実施を希望する法人等。ただし、以下の各号に該当するものは、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 一般に広くその存在が知れ渡り大学の品位を損なうおそれのある問題等を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「貸金業法」という。）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑥ 消費者金融、商品先物取引に関するもの、たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む）、賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 公序良俗に反する事業を行う団体
- ⑧ 特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う団体
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ 国立大学法人東京工業大学における物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項（平成19年10月19日制定）により契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中のもの

⑫ 契約を締結する能力を有しないもの

⑬ その他ネーミングライツを実施する法人等として適当でないと認められるもの

### (3) 愛称等の付与

① 命名する法人等の名称，商標名，ロゴ，シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）は，対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

② 大学施設等にふさわしい愛称等とし，次に掲げるものは認められません。

- ・ 法令等に違反するもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- ・ 特定の政治，宗教又は思想等に関するもの
- ・ 大学又は大学以外の個人，団体若しくは組織等の名誉，信用，正当な権利又は財産等を損なうもの
- ・ 著作権，商標権その他の知的財産権を侵害するもの
- ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの
- ・ 風営法第2条に規定する営業に関するもの
- ・ 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
- ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行う組織の利益になると認められるもの
- ・ 個人の名刺広告に関するもの
- ・ その他表記する愛称等として適当でないと大学が認めるもの

③ 愛称等は，本学で審議の上，最終決定します。（愛称等の変更を求める場合があります）

④ 混乱を避けるため，契約期間中の愛称等の変更は原則できません。

### (4) その他の特典，付帯条件等

法人等には，次の各号に掲げる特典があります。

（※詳細な内容については，本学と事前協議することが必要です。）

なお，特典等の権利については，第三者への譲渡や転貸等はありません。

① 対象施設等に愛称等サイン，案内看板等を設置することができます。ただし，事前に本学と協議が必要です。

② 本学のホームページ等を通じて，法人等を紹介し，愛称等の普及と定着に努めます。ただし，パンフレット等の印刷物は，愛称等使用開始後に作成するものを対象とします。

③ 法人等は，本学と事業契約を締結したことをPRすることができます。

④ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば，応募時に提案することができます。

きます。

(5) 愛称等の表示，使用等に伴う費用負担

- ① 愛称等の表示サインや案内看板等（以下，「サイン等」という。）の設置，維持，変更及び契約期間満了後または契約の解除に伴う原状回復に係る費用は法人等の負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）
- ② 契約締結後の本学ホームページ掲載等については，本学の負担で行います。
- ③ 愛称等の使用開始日において，サイン等の設置が完了していない場合においても，契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ④ サイン等が破損等した場合，又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は，すべて法人等の負担とします。

(6) 応募締切及び提出方法

2021年6月18日（金）必着

受付は，持参又は郵送にて受付を行うこととします。

なお，持参の場合の受付時間は土曜日，日曜日及び祝日を除く，午前9時から午後5時までとします。

(7) 現地視察等

現地視察等を希望する場合は，事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

(8) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業実施申込書（別紙様式）
- ② 事業実施を希望する法人に係る以下の書類等
  - (イ) 法人等の概要を記載した書類
  - (ロ) 定款，寄附行為その他これに類する書類
  - (ハ) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
  - (ニ) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
  - (ホ) 国税，地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

(9) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに，本学の選定委員会において，応募資格，本学における効果，応募者から提示された命名権料の妥当性，契約期間等を総合的に判断して法人等を選定します。

なお，命名権料が，本学が設定する命名権料の最低価額に達しない場合は，選定を見送ります。また，いずれの応募についても，不採用とする場合もあります。

(参考) 資格要件及び選定基準

選定項目		要件・基準等
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。
	愛称等	・学生及び教職員に受入れられるか。 ・施設のイメージを損なうおそれがないか。 等
選定基準	応募の趣旨	・施設等の魅力向上が期待でき、本学に貢献できるアピールポイントがあるか。
	命名権料	・ネーミングライツ料の妥当性 (高額であるほど、高評価とする。)
	契約期間	・契約期間が長いほど高評価とする
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。	

(10) 選定結果の通知及び公表

選定結果は応募者に通知します。

3. 契約の締結

本学は、ネーミングライツ事業者決定を通知した事業の候補者とネーミングライツ事業の契約を締結します。

なお、契約締結後、決定した愛称等、事業者名及び契約期間等を公表します。

4. 命名権料及び納入時期

命名権料は、本学とネーミングライツ事業を希望する法人等で協議の上、決定するものとし、原則として、本学の請求に基づき所定の期日までに1年分を一括して納入するものとし、

ただし、利用期間が1年に満たないときは、月割り、日割りにより計算した料金を本学の請求に基づき所定の期日までに一括して納入するものとし、

また、1円未満の端数は、四捨五入して計算するものとし、

5. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、法人等が負うこととします。

6. 契約の解除及び命名権の取消し

法人等の事情等により愛称等の継続が困難な場合は、希望する契約解除日の1ヶ月前までに契約の解除を申し出てください。

また、以下のいずれかに該当するときは、本学は契約期間満了を待たずに命名権の付与を取り消しできることとします。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき
- (2) ネーミングライツ事業者が、法令及び本学規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (3) ネーミングライツ事業者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- (4) 法人等の都合により、愛称等の継続が困難となり契約解除の申出があったとき
- (5) その他学長が命名権の決定を取り消すことを必要と認めるとき  
ただし、すでに納付済みの命名権料は返還しません。これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、法人等の負担とします。

#### 7. 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人東京工業大学財務部主計課総務・監査グループ

〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 E3-4

Tel 03-5734-2303

FAX 03-5734-3671

Email syu.som.kan@jim.titech.ac.jp